

熊本縣蚕業試驗場事績要覽

14.21

733

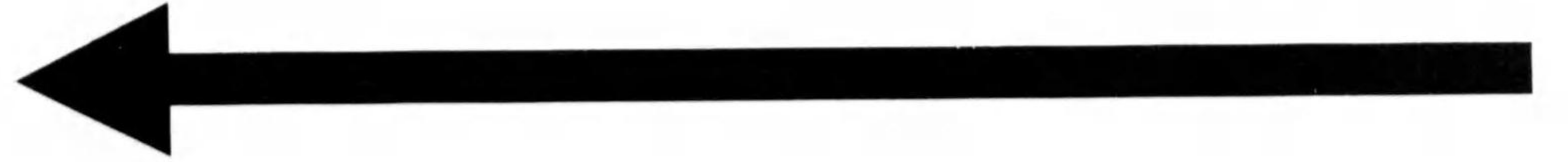
14.21-733



1200501163397



始



昭和七年十一月

熊本縣蠶業試驗場事績要覽

熊本縣蠶業試驗場

14.21-733

熊本縣蠶業試驗場事績要覽

昭和七年十一月

熊本縣蠶業試驗場

目次



(1) 配付蠶品種名要覽.....	五
(2) 試驗調查業績要覽.....	八
(3) 講習講話實地指導來觀及質問應答要覽.....	九
(4) 鑑定及分析要覽.....	三〇



熊本縣蠶業試驗場事績要覽

一、沿革

本場は元熊本縣原蠶種製造所と稱し明治四十五年六月熊本市南千反畑町に設置せられ、次で大正九年三月熊本市出水町に移轉規模を擴張し、大正十一年十一月農商務省令を以て道府縣蠶業試驗場規定の公布と同時に熊本縣蠶業試驗場と改稱し今日に至つた。

二、行幸

一、昭和六年十一月十八日 天皇陛下本場に行幸、畏くも養蠶及栽桑に關する諸種の研究成績並に施設等を櫛はせられた。

三、臺臨

- 一、大正十二年五月十六日久邇宮邦彦王殿下、同妃侘子殿下、同良子女王殿下(現皇后陛下)、同信子女王殿下本場に臺臨親しく蠶絲業に關する諸種の標本類、特別蠶室及第三蠶室に於ける蠶兒飼育の實況等を御視察あらはせられた。
- 二、昭和五年四月二日大日本蠶絲會總裁閑院宮載仁親王殿下本場に臺臨、親しく養蠶並に栽桑に關する

諸種の施設並に當時本場内に設けられた本縣産繭三十萬石達成祝賀の爲め開催せる大日本蠶絲會熊本支會主催蠶絲品評會第二會場に陳列せる諸品を臺覽あらせられた。

四、業 務

(1) 業 務 項 目

本場の業務は主として大正十一年十一月農商務省令第二十二號道府縣蠶業試驗場規定に則りたるものにして其の項目は大要次の通りである。

(イ) 本縣下蠶種製造家の掃立つべき原蠶種の製造及配付

(ロ) 蠶絲業に關する諸種の試験及調査

(ハ) 蠶絲業に關する講習講話實地指導及質問應答

(ニ) 蠶絲業に關する諸物の鑑定及分析

(2) 業 務 遂 行 狀 況

原蠶種製造所設置當初は専ら原蠶種の改良統一、惹いては本縣養蠶家の飼育すべき普通蠶種、繭及生絲品質の改善統一が本縣蠶絲業上最も重要な事項であつたから本所の事業も蠶品種改良並に原蠶種の製造配付に主力をつくした。其の後國立蠶業試驗場の蠶品種改良事業は一代交雜種の利用方面に於いて長

足の進歩をなし、又一面當時の輿論として蠶品種は國家的に統一するの要ありとなし本縣蠶種業者としても蠶種の販賣上品種は國蠶系統に合流するの要あるを説くこと切なるものがあつた。故に大正中葉以後本所は主として國蠶系原蠶種の製造配付に努力をなし、從來主要なる業務であつた蠶品種改良事業は一時中止し、一方移轉擴張の結果試験調査を施行すべき設備の漸次完成の域に進むを俟ち大正十一年度以降に於ては當時蠶絲業上研究の焦點となり且つ本縣蠶絲業發展上緊要問題であつた蠶種の人工孵化法夏秋蠶不作の原因並に之れが豫防法等の研究に余力を傾注するに至つた。而して人工孵化法の研究は短時日にして完成の域に進み、該法の實地指導を縣下蠶種業者になした結果も亦良成績を示し、從來他縣蠶種の移入があつて未だ大いに振ふの域に達しなかつた本縣蠶種製造業は一大躍進をなし特に夏秋蠶種は其の製造額を著しく増加すると共に全國的に名聲を博し九州近縣は勿論遠く關東、信州等の所謂先進地へ移出せらるゝに至つた。一方夏秋蠶不作の原因並に豫防法の研究は極めて難問題にして未だ完成するに至らないが從來一般に信せられてゐた夏秋蠶不作の主原因が養蠶室内に於ける温濕度又は氣流の適否にありとなすの説が誤つて居ることを實驗的に立證し、蠶作不良の主原因と認むべきものは蠶種の良否、蠶兒の飼料たる桑葉の適否、給桑量の過不足等所謂蠶の榮養如何にあり温濕度及氣流は従たるべきことを確めた。この研究の結果は夏秋蠶不作の豫防上には勿論一般育蠶法の上に劃期的進歩を促し、之

れが延長として桑樹の合理的栽培、桑葉質の蠶兒榮養に及す影響、蠶種製造法、蠶品種改良等を研究するの要にせまられ且つ前記研究の結果は所謂民衆育蠶法考案の基となり蠶兒飼育法の合理的單純化の導火線となるに至つた。

然るに大正の末葉特に昭和の初世に當りては蠶絲業は獨り本縣のみならず全國的にも外はレーヨン工業の發達、支那蠶業の勃興に艱され内は繭絲價の續落物價及勞銀の割高に悩まされ何等かの應急策を講ずるの要に迫られた。茲に於てか二三製絲家の如きは原料繭の改良上從來の國蠶系蠶品種を以て満足せず獨特の多絲量系品種を育成し自己經濟の擁護を計り相當の利益を擧ぐるものあるに至つた。之を見た縣下蠶絲業者は何れも蠶品種改良の重要缺ぐべからざることを痛感し一時中止となれる本場の蠶品種改良事業を復活し積極的の試験研究を即時斷行すべしとの輿論熾烈となり縣は大勢の趨く所を察し昭和四年度より再び蠶品種改良事業を施行するに至り同年度より國蠶系以外の原蠶種の配付をも行ふに至つた。前述の如く本場の事業は開設當初より本縣蠶絲業界の實際的要求を滿すを以て本旨となし其の試験研究題目は時代の要求する蠶絲業上の重要事項を選ぶことには特に意を用ひた。從來蠶絲業に關する試験研究の跡を見るに徒に實用的試験の美名に捉はれ事物の真相を科學的に検討することを怠り動もすれば常識的假定に立ちて斷案を下し爲めに往々當業者をして多大の損失を蒙らしむることあるに鑑み本場

に於ける試験研究は飽く迄科學的基礎に立脚し合理的結論を得る迄はこれが發表をつつしむを本旨として居る。

又本場に於ける當業者獎勵指導の方法は單に試験調査に基く業績を印刷物とし或は講習講話等により發表するに止まらず直ちにこれが實用化を計り其の應用試験を行ふと共に之が實行上の方法如何を縣下當業者に實地委託試験を施行し又場内には之等試験調査の結果を圖表標本或は模型等を以て示し且つ來觀者に對しては桑園又は養蠶室等に於て現地指導の任に當り其の徹底を期し縣下蠶絲業の圓滿なる進歩發展に努めて居る。

蓋し前記の如く委託試験、講習講話、實地指導、來觀質問應答等の如き方法によりて本場は常に蠶絲業者の指針たるべく努めて居るが蠶種製造法、蠶の飼育法、桑樹の栽桑法等の如きは短時日を以てしては其の萬全を期し難きことあるは周知の事實で、これ本場が附屬蠶業技術員養成所を設け一方に於ては本場業務遂行の一助たらしめ又人材の養成によりて本場の研究業績を確實に地方農民に普及せしめ縣蠶絲業向上の資に供して居る所以である。

五、業 績

(1) 配付蠶品種名要覽

配付年度	春	夏	秋	蠶	種
大正元年	又昔系(九種)。青熟系(二種)。赤熟系(四種)。				
大正二年	又昔系(五種)。青熟系(三種)。赤熟系(三種)。				
大正三年	又昔系(三種)。赤熟系(二種)。熊原一號。熊原二號。肥後錦。				
大正四年	又昔系(二種)。熊原一號。熊原二號。肥後錦。				
大正五年	又昔系(二種)。赤熟系(一種)。熊原一號。熊原二號。原三號諸桂。熊原四號。肥後錦。原七號キネーセ、オロ。原八號シヤロ、ハルシヤ。原一〇號キネーセ、オロ。國蠶五號。熊原九號。				
大正六年	原五號赤熟。原三號諸桂。國蠶支七號。全光。肥後錦。原七號キネーセ、オロ。原八號シヤロ、ハルシヤ。原一〇號キネーセ、オロ。國蠶五號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。熊原四號。國蠶支九號。肥後錦。			
大正七年	原二號又昔。原五號赤熟。原三號諸桂。國蠶支七號。原五號諸桂。特大諸桂。國蠶支三號。國蠶支九號。國蠶支一二號。原七號キネーセ、オロ。原八號シヤロ、ハルシヤ。原一〇號キネーセ、オロ。國蠶七號。國蠶支七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。			
大正八年	原五號赤熟。國蠶日一號。原三號諸桂。國蠶支七號。原五號諸桂。國蠶支九號。原八號シヤロ、ハルシヤ。國蠶一〇號キネーセ、オロ。國蠶一號。國蠶七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。			

大正九年	原五號赤熟。國蠶日一號。原三號諸桂。國蠶支七號。國蠶支九號。原八號シヤロ、ハルシヤ。國蠶一〇號キネーセ、オロ。國蠶一號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。
大正十年	原五號赤熟。國蠶日一號。原三號諸桂。國蠶支七號。國蠶支九號。國蠶支四號。國蠶七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。
大正十一年	國蠶日一號。國蠶支九號。國蠶支七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。
大正十二年	國蠶日一號。國蠶支四號。國蠶支七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。
大正十三年	國蠶日一號。國蠶支四號。國蠶支七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。
大正十四年	國蠶日一號。國蠶支四號。國蠶支七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。
大正十五年	國蠶日一號。國蠶支四號。國蠶支七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。
昭和二年	國蠶日一號。國蠶支四號。國蠶支七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。
昭和三年	國蠶日一號。國蠶支四號。國蠶支七號。	國蠶日一〇七號。千回白龍。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支九號。國蠶支一〇一號。國蠶支一〇一號。

昭和四年	(純優白。(純優白。(國蠶支七號。 純金黃。(國蠶支五號。(國蠶支七號。 國蠶支一六號。(國蠶支一七號。 國蠶支一三號。(國蠶支一四號。	(國蠶日一號。(國蠶日一一〇號。 精光。(精光。(國蠶日一一〇號。 光。
昭和五年	(純優白。(國蠶支一七號。(國蠶支一六號。 純金黃。(國蠶支一四號。(國蠶支一三號。 國蠶支一〇六號。(國蠶支一三號。 國蠶支一〇六號。	(國蠶日一一〇號。(國蠶日一一〇號。 精光。(精光。(國蠶日一一〇號。 光。
昭和六年	(純優白。(國蠶支一七號。(國蠶支一六號。 純金黃。(國蠶支一四號。(國蠶支一三號。 國蠶支一〇六號。(國蠶支一三號。 國蠶支一〇六號。	(國蠶日一一〇號。(國蠶日一一〇號。 精光。(精光。(國蠶日一一〇號。 光。
昭和七年 (豫定)	(純優白。(國蠶支一八號。(國蠶支一六號。 純金黃。(國蠶支一〇六號。(國蠶支一四號。 國蠶支一〇六號。	(國蠶日一七號。(國蠶日一一〇號。(分離白一〇六號。 國蠶支一〇六號。(國蠶支一〇六號。 國蠶支一〇六號。

備考 大正元年より全十年の間に於ける配付蠶種多きは當時設置されてゐた熊本縣地方種繭審査會の審査に合格せるもの全部を配付せるによる。

(2) 試験調査業績要覽

本場に於ける試験調査成績中既に報告、彙報、要報及パンフレットとして公表せられたものは次の如くである。

一、報告書として公表したもの

◎熊本縣原蠶種製造所報告第一號(大正二年十二月)(四六版七〇頁、寫真一葉)
明治四十四年度並に大正元年度に於ける本所業績の概要を集録し又本縣地方種繭審査會の概略及原蠶

種製造所並に種繭審査會に關する諸規程を附し以て斯業關係者の参考に資した。

◎熊本縣原蠶種製造所報告第二號(大正五年三月)(菊版六六頁圖版二)

大正二年度以降大正四年度に至る三ヶ年間本所に於て施行した原蠶種の製造及配付並に比較飼育試験中主に一化性在來種の試験成績の概要を摘録し尙本縣地方種繭審査會の概略及原蠶種製造所並に種繭審査會に關する諸規程を附し以て斯業關係者の参考に資した。

◎熊本縣原蠶種製造所報告第三號(大正六年三月)(菊版一〇六頁圖版三)

大正五年度本所に於て施行せる原蠶種の製造配付並に試験調査中主に一代雜種及基礎原種に關する試験の概要を摘録し尙本縣地方種繭審査會の概要並に關係諸規程を附し以て斯業者の参考に資した。

◎熊本縣原蠶種製造所報告第四號(大正七年三月)

大正六年度本所に於て施行せる原蠶種の製造配付並に試験調査成績の概要を摘録し又本縣地方種繭審査會の概要並に關係規程を附し以て斯業者の参考に資した。

◎熊本縣原蠶種製造所報告第五號(大正八年三月)

大正七年度本所に於て施行せる原蠶種の製造配付並に試験調査の概要を摘録し以て斯業者の参考に資した。

◎本場報告第一卷第一號(大正十三年一月)

(本號よりは農商務省令第二二號により從來の原蠶種製造所は蠶業試驗場と改稱されたるを以て號を更め發行することゝした。)

「夏秋蠶一代交雜種及三元交雜種の比較試験」(頁數一五四、圖版四)

從來配付され居る國蠶系夏秋蠶品種の交雜形式並に其の組合せには數種の異なるものあるを以て何れが本縣に最適なりやを試験し國蠶H一號×國蠶支一〇一號一代交雜種の交雜形式が特に優越せるを報告し當業者の指針とした。

◎本場報告第一卷第二號(大正十四年六月)

「蠶卵の冷蔵鹽酸孵化法に就て」(頁數一七七)

現今夏秋蠶種の白眉として稱揚されて居る冷蔵鹽酸孵化種の製造に付精細なる實驗的研究を遂げ其の詳細なる報告をなし當業者の指針とした。當時本縣の夏秋蠶種が著しく改善され他縣の其を凌駕し遠く關東及信州地方へ移出せられたのは本法の普及によつたのであらう。

◎本場報告第一卷第三號(大正十四年七月)

「夏秋蠶不作の原因に關する研究」(頁數一二三、圖版一四、插圖一)

「第一報 蠶兒飼育温濕度蠶品種並に蠶期の差異による飼料との關係」

蠶兒飼育中の温濕度蠶品種並に蠶期の差異による桑葉と蠶作との關係を本邦に於ける最初の試みなるキャリヤー式温濕度調整裝置を附したる蠶室にて精確なる實驗裝置並に方法により研究し從來夏秋蠶作の良否は等しく飼育中の温濕度及通氣によると是認せられたる學說の誤れるものなることを實驗的に確め晩近に於ける夏秋蠶の不作は其の原因主として桑葉葉質の良否如何にあること並に蠶品種により不良環境に堪へ得る強健性に著しき差異あることを明瞭にして夏秋蠶不作防止上の參考に資した。

◎本場報告第一卷第四號(大正十四年八月)

「鹽酸中の夾雜物が蠶卵に及す影響」(頁數四〇、插圖一)

蠶卵の人工孵化用を使用せらるゝ鹽酸は數種の異なるものがあり其の價格等にも差異がある。而して低廉なる鹽酸は不純物を夾雜し之れを使用する時は往々にして蠶卵に及す被害尠なからざるものがあつたから其不純物中如何なるものが蠶卵に有害なりや又其の被害を及す最小限度は幾何なりや又如何にせば有害成分を含有せる鹽酸を使用し而かも其の被害を免るゝを得るや等に就て研究し之に對し明確なる結論を與へ實業家の指針とした。

「浸酸後に於ける蠶卵臺紙乾燥の遲速が蠶卵の孵化に及す影響に就て」(頁數七)

蠶卵の人工孵化處理後蠶卵臺紙乾燥の遲速が蠶卵の孵化並に其の齊否に如何なる影響あるやを研究し其の真相を明白にし實業家の指針とした。

◎本場報告第二卷第一號(大正十五年五月)

「硬軟程度を異にする桑葉の蠶兒飼料的價値に就て」(頁數四六、圖版二)

稚蠶期各齡蠶兒に對しては如何なる成熟程度の桑葉が好適せるやを試験して各齡蠶兒の適葉を明かにし養蠶技術者並に養蠶業者の指針とした。

「原蠶飼育温度が卵並に次代蠶に及ぶ影響」(頁數三〇)

蠶種製造用蠶兒の飼育に適當なる温濕度を當時の代表品種數種に付試験し蠶種製造者並に蠶業技術者の參考に供した。

◎本場報告第二卷第二號(大正十五年六月)

「蠶兒に對する異品種桑葉の蠶期別研究」(頁數一〇〇)

數種の桑につき壯蠶用桑として如何なる品種が最も飼料的價値ありやを各蠶期に渡り試験しその關係を明かにし桑園改良上の參考に資した。

◎本場報告第二卷第三號(昭和二年五月)

「日照時並に降水量を異にせる桑葉の飼料的價値に就て」(頁數七四、圖版一)

日照時數並に降水量を異にせる桑葉の理化學的性質を明にし又其桑葉を以て蠶兒を飼育する時如何なる結果を來すやに就て試験し雨天の連續せる年に於て往々に蠶作の不良を來すは當時に於ける温濕度が直接蠶兒に及ぶ悪影響より來るものなりとの考へ方の誤れることを指摘し日照不足に原因する桑葉葉質の不良が有力なる原因なることを明かにし斯業者の參考に供した。

◎本場報告第二卷第四號(昭和三年七月)

「夏秋蠶不作の原因に關する研究」(頁數一六四、圖版六)

「第二報 氣流の有無が家蠶の幼虫に及ぶ影響に就て」

蠶兒飼育中氣流の有無及強弱が蠶作に及ぶ影響を特殊の實驗装置を用ひて研究し氣流が蠶に及ぶ影響は蠶齡及温濕度によつて異なる事實を確め次で其の事實の因つて來る原因を明かにし一方普通蠶室内に於ける空氣状態を調査し輓近に於ける夏秋蠶不作の原因が主として氣流の有無に關係少なきことを確め且つ養蠶上氣流問題を如何に取扱ふべきかを指示し所謂箱飼育密閉飼育等特殊飼育法の可否を論じ當業者の參考に資した。

◎本場報告第二卷第五號(昭和四年三月)

「夏秋蠶不作の原因に関する研究」(頁數七四、圖版二)

「第三報 温度の高低並に變化が家蠶の幼虫並に蛹に及す影響に就て」

温度の高低並に晝夜の別によりて起る温度の變化が蠶兒及蠶蛹に及す影響を確め自然界に於て起る是等の原因のみにより蠶兒は其の健康を害し發病斃死に至らざることを明かにし夏秋蠶作柄問題並に今飼育法解決上の参考に資した。

◎本場報告第三卷第一號(昭和四年三月)

「夏秋蠶不作の原因に関する研究」(頁數三四)

「第四報 不時に襲來する不良氣温が家蠶の幼虫並に蛹に及す影響に就て」

夏秋蠶期に於て數年間又は數十年間を周期として襲來するが如き極端なる不良氣温が蠶兒及蛹に對し如何なる影響を及すか又如何なる齡期の蠶兒及蛹が斯る不良氣温に對し抵抗力強きかを實驗的に研究し夏秋蠶作不良の原因が奈邊に存するかを明かにして夏秋蠶飼育上の参考に資した。

◎本場報告第三卷第二號(昭和五年一月)

「家蠶の消化酵素に就て」(頁數三四)

蠶兒の榮養に関する考察上及蠶の軟化病研究上の基礎的研究として蠶兒消化液中に於ける蛋白質分解

酵素及び澱粉分解酵素に就て實驗的研究を遂げ前記問題の解決上の参考にした。

◎本場報告第三卷第三號(昭和六年十月)

「夏秋蠶不作の原因に関する研究」(頁數二四)

「第五報 各蠶期に於ける桑葉が蠶作並に蠶の榮養に及す影響に就て」

夏秋蠶期に於ける蠶作が春蠶期に於ける蠶作に比し不安定なるべき原因の一は夏秋期に於ける桑葉が春蠶期に於ける桑葉に比し蠶兒飼料的價値の劣るに存すべき事は本研究の第一報に於て報告した所であるが更に春蠶秋蠶及晩秋蠶期に於て桑葉の成熟程度別に蠶兒の桑葉消化試験を行ひ夏秋蠶期桑葉は各齡蠶兒に適當なる成熟度に達したものを撰擇しなければ良好なる蠶作を得られざるも春蠶期桑葉は然らざること及蠶兒の桑葉消化率は稚蠶期蠶兒に於ては春夏秋蠶を通じ大差なきも壯蠶期蠶兒に於ては春蠶期桑葉給與蠶に高く夏秋蠶期桑葉給與蠶に低きこと等を實驗的に確め蠶兒飼育法改良上斯業關係者の参考に供した。

「第六報 再び夏秋期一化蠶飼育困難なる原因に就て」(頁數五〇、圖版二)

夏秋期一化蠶飼育困難なる原因が蠶兒飼育温濕度よりも飼料たる桑葉に存すべき事は尙本研究の第一報に於て實驗的に確めた所であるが本研究に於ては桑樹を冷蔵し夏秋期に至りて出庫發芽せしめたる桑

葉を以て夏秋期自然氣候の下に一化蠶を飼育する事に成功し既報實驗成績の愈々確かなることを確め夏秋期一化蠶飼育上の参考に供した。

◎本場彙報第三卷第四號(昭和六年十月)

「家蠶の榮養と軟化病との關係に就て」(頁數七七)

家蠶の榮養と軟化病との關係に就て諸種の實驗的研究を行ひ蠶の軟化病豫防上の参考に供した。

「家蠶に於ける軟化病條件の加重的影響に就て」(頁數一八、圖版一)

蠶の軟化病を發生せしむるべき諸種の條件は單獨的又は相加的に影響せずして加重的に影響することを説明し斯業關係者の参考に供した。

◎本場報告第三卷第五號(昭和七年三月)

「給桑量の不足並に絶食が家蠶に及ぶ影響に就て」(頁數六六、插圖一)

蠶兒飼育中如何なる時期に於ける給桑量の不足又は絶食が蠶兒の生理並に繭に對し如何なる影響を及ぶべきか並に過度なる給桑量節約は養蠶經濟上不利なる事を實驗的に確め斯業關係者の参考に供した

二、彙報として公表せしもの

◎本場彙報第一號(昭和三年四月)

「上簇改良法に就て」(頁數六八)

上簇中使用する燃料と繭質との關係、上簇中の通風と繭質との關係、上簇室の換氣と繭質との關係、上簇蠶の密度と繭質との關係、屋内及屋外上簇と繭質との關係に就き試験し之れを現在養蠶家の實狀と照合し本縣養蠶製絲兩業者の最も大なる憾みたる初秋蠶繭質改良上の劃期的改良方法の進路を明にした。

◎本場彙報第二號(昭和六年四月)

「昭和五年度並に生産技術合理化後に於ける桑葉及繭生産費調査」(頁數七〇)

熊本市附近に於ける養蠶家の實狀並に本場に於ける養蠶及栽桑の實績とを基礎とし昭和五年度並に當時斯業關係技術及學問上直に一般養蠶業者に實行し得る範圍に於て所謂養蠶業合理化を實行した場合養蠶業經營收支並に桑葉及繭の生産費を調査した成績を登載し斯業關係者の参考に資し又繭絲價低落に處する養蠶家の指針たらしめた。

◎本場彙報第三號(昭和七年六月)

「根刈仕立に於ける株直時期と其の方法との關係」(頁數二六)

春蠶期麥作其他の都合上桑樹株直しの適期を失したる場合の善後策につき研究せる成績を登載し斯業者の参考に供した。

「再發芽による晩秋蠶稚蠶用桑に就て」(頁數一二)

晩秋期稚蠶用桑の仕立法に就て研究調査せる成績を登載し斯業者の参考に供した。

「阿蘇山噴出火山灰の性質並に之が蠶兒に及す影響」(頁數一六、插圖一)

阿蘇山噴出火山灰の性質、之れが蠶兒に及す影響並に噴出物が桑葉に附着せる場合の善後策を調査研究し斯業者の参考に供した。

三、要報として公表したもの

◎本場要報第一號(大正十三年五月)

「蠶卵の人工越冬鹽酸孵化法に關する試験成績」(頁數二一)

報告第一卷第二號と同一内容なるも記事を簡易にし當業者の理解に使した。

「浸酸後に於ける蠶卵台紙乾燥の遅速と蠶卵孵化の關係試験成績」(頁數三)

報告第一卷第四號の後半と同一内容なるも記事を簡易にし當業者の理解に使した。

「蠶卵の鹽酸孵化法施行上の注意要點」(頁數八)

蠶卵の人工孵化法施行上必要なる諸種の注意事項を載録し實務者の便に供した。

◎本場要報第二號(大正十四年七月)

「夏秋蠶不作の原因に關する研究第一報」(頁數二三)

報告第一卷第三號と同一内容なるも記事を簡易にし當業者の理解に使した。

「塩酸中の夾雜物が蠶卵に及す影響に就て」(頁數一一)

報告第一卷第四號前半と同一内容なるも記事を簡易にし當業者の理解に使した。

◎本場要報第三號(昭和三年七月)

「夏秋蠶不作の原因に關する研究第二報」(頁數二八圖版三)

「氣流の有無が蠶兒に及す影響に就て」

報告第二卷第四號と同一内容なるも記事を簡易にし當業者の理解に使した。

◎本場要報第四號(昭和四年十二月)

「夏秋蠶不作の原因に關する研究」(頁數三二)

「第三報 温度の高低並に變化が蠶に及す影響に於て」

「第四報 不時に襲來する不良氣温が蠶に及す影響に就て」

第三報は報告第二卷第五號、第四報は第三卷第一號と何れも同一内容なるも記事を簡易にし當業者の理解に使した。

◎本場要報第五號(昭和六年十二月)

「夏秋蠶不作の原因に關する研究」(頁數二六)

「第五報 各蠶期に於ける桑葉が蠶作、蠶の榮養並に生産物に及ぶ影響に就て」

「第六報 再び夏秋期一化蠶飼育困難なる原因に就て」

第五報第六報共に本場報告第三卷第三號と同一内容なる記事を簡易にして當業者の理解に便した。

四、パンフレットとして公表せるもの

◎一代交雜種製造に關する注意(大正五年)

一代交雜種の製造方法及製造上の注意事項を記し蠶種製造業者の參考に資した。

◎配付系統交雜種飼育成績(大正六年)

熊本縣原蠶種製造所の配付蠶品種の特徴を記し一般養蠶業者の參考に資し優良蠶品種の普及を計つた

◎蠶の飼ひ方(大正六年)

蠶兒飼育法の要領を記載し一般當業者の同伴とした。

◎桑の作り方(大正六年)

桑樹栽培法の要領を記載し一般當業者の同伴とした。

◎一蛾別飼育上の注意(大正七年)

蠶兒一蛾育に關する注意事項並に其の要點を記述し本所報告第四號の附録として關係業者の參考に資した。

◎浸酸孵化法(大正七年)

當時に於ける蠶種浸酸法の要領を記し斯業關係業者の參考に資した。

◎配付系統交雜種の飼育成績(大正八年)

大正八年度に於て配付せる蠶品種の飼育成績を印刷し一般當業者の參考に資した。

◎蠶種浸酸孵化法(大正九年)

蠶種浸酸孵化法の要領を記し關係業者の參考に供した。

◎全芽育蠶法要綱(大正九年)

全芽育法の要領を記載し一般養蠶家の指針とした。

◎春蠶全芽育標準表(大正九年)

春蠶期全芽育を行ふ場合の標準を示し一般養蠶家の指針とした。

◎撒卵蠶種の掃立法(大正九年)

バラ種蠶種の掃立法を記載し一般関係者の参考に供した。

◎桑の作り方及桑園年中行事(大正十年)

桑樹栽培法の要領及桑園年中行事を一覧表として養蠶家の必携とした。

◎夏秋期桑葉見積表(大正十年)

夏秋期に於ける反當桑葉の收穫量を概算し得べき早見表を作成し一般當業者の参考に資した。

◎桑園年中行事(大正十一年)

桑樹栽培上の行事を月別に摘録し當業者の指針とした。

◎全芽育標準表(大正十一年)

春蠶期稚蠶の全芽育を行ふ場合の標準を示し當業者の便に供した。

◎桑の作り方(大正十一年二版大正十四年訂正再版)

合理的なる桑樹栽培法を摘録し當業者の桑樹栽培上の指針とした。

◎埋新法(大正十一年)

春蠶期蠶室内保温法の一なる埋新法の方法並に施行上の注意を摘録して當業者の便に供した。

◎全芽條桑育標準表(大正十一年)

- 春蠶期に於て稚蠶期全芽育壯蠶期條桑育を施行する場合の標準を示し當業者の便に供した。
- ◎全芽育要綱(大正十一年)
- 稚蠶期中全芽育を施行する場合の方法並に注意要項を列挙し當業者の指針とした。
- ◎桑園春期收葉量見積早見表(大正十一年)
- 春蠶收葉前に於て反當植付株數及條數等を基礎とし其の收葉量を算出する一種の方法により算出したる數を一定方式に従ひ羅列し當業者が收葉前桑園の收穫量を概算するの便に供した。
- ◎桑園夏秋期收葉量見積早見表(大正十一年)
- 夏秋蠶期收葉前に於て反當植付株數條數及着葉數を基礎として算出せる數字を一定方式に従ひ羅列し當業者が收葉前收穫量を概算するの際の便覽とした。
- ◎對蟻量一匁對桑育標準表(大正十一年)
- 秋蠶期對桑育を行ふ場合の標準を示し當業者の便に供した。
- ◎養蠶室の構造に就て(大正十一年)
- 本場各蠶室の構造に就て其の要綱を述べ蠶室建設上の參考資料とした。
- ◎綠肥栽培法(大正十一年)

桑園の間作として緑肥を栽培する際の方法並に注意を記し當業者の指針とした。

◎條桑育法要項(大正十二年)

條桑育實行上の方法並に注意要點を摘録し當業者の参考に供した。

◎蠶兒の飼料として觀たる桑に就ての梗概(大正十三年)

蠶兒に適當なる桑葉とは如何なるものなるかを述べ當業者の参考とした。

◎春蠶飼育標準表(大正十三年)

春蠶普通育標準を示し當業者の便に供した。

◎夏秋蠶作の良否と氣候及び桑葉(昭和二年一月初版其後三版に至る)

夏秋蠶不作の因つて來るべき原因に就て述べ如何にせば夏秋蠶作を安定し得るやを各方面の研究成績より摘録し當業者の指針とした。

◎繭質改良上の注意(昭和二年一月)

夏秋蠶期上簇の改良方法並に注意要點を摘録し當業者の指針とした。

◎秋蠶上簇改良法(昭和三年六月初版全四年二版)

現今の秋蠶期上簇法を如何に改良せば最も簡易にして且つ最大の効果を擧げ得るかに就て記載し務實

家の指針とした。

◎品種試験成績(昭和四年七月)

春蠶種にありては國蠶歐一六號×國蠶支一三號及び純優白×純金黃との一代交雜種の他品種との比較成績を又夏秋蠶種にありては國蠶日一一〇號×國蠶支一〇二號及び國蠶日一號×精光との一代交雜種の他品種との比較成績を表示し斯業關係者の参考に供した。

◎新規配付蠶種の性狀並に蠶種製造上の注意(昭和五年三月)

純優白、純金黃、國蠶歐一六號、國蠶支一三號及び精光の性狀並に蠶種製造上の注意を列記し特に蠶種製造者の指針とした。

◎繭質本位民衆育蠶法(三五版三四頁附表三枚)(昭和五年三月)

民衆育の主旨及び春夏秋蠶期民衆育蠶法の要領を説述し又該法の蠶種催青蠶兒飼育及び上簇に必要な標準表を添へ斯業關係者の指針とした。

◎春蠶支歐一代交雜種對蟻量一匁民衆育標準表(昭和五年三月)

春蠶支歐一代交雜種の民衆育標準表を示し且つ民衆育の主旨春蠶種催青蠶兒飼育及び上簇中の注意要點を列記し養蠶家の指針とした。

◎秋蠶日支一代交雜種對蟻量一匆民衆育標準表(昭和五年三月)
 秋蠶日支一代交雜種の民衆育標準表を示し且つ民衆育の主旨秋蠶種催青蠶兒飼育及び上蔭中の注意を列記し養蠶家の指針とした。

◎晚秋蠶日支一代交雜種對蟻量一匆民衆育標準表(昭和五年三月)

晚秋蠶日支一代交雜種の民衆育標準表を示し且つ民衆育の主旨晚秋蠶種の催青蠶兒飼育及び上蔭中の注意を列記し養蠶家の指針とした。

◎昭和五年度蠶品種比較試験成績抄(昭和六年一月)

昭和五年度に於ける春蠶國蠶歐一七號×國蠶支一四號、純優白×純金黃、國蠶歐一六號×國蠶支一三號、國蠶歐一六號×國蠶支一四號、國蠶歐一六號×純金黃、秋蠶國蠶日一一〇號×國蠶支一〇五號、國蠶日一一〇號×精光、國蠶歐一六號×精光と他品種との比較試験成績並に之等原種の性状等を記載し斯業関係者の参考に供した。

◎昭和六年度春蠶品種比較試験成績(昭和七年三月)

昭和六年度春蠶期本場に於て施行した春蠶優良蠶品種の成績を記載し斯業者の参考に資した。

◎昭和六年夏秋蠶品種比較試験成績(昭和七年三月)

昭和六年度本場に於て施行した夏秋蠶優良蠶品種特に分離白一號の性状並に其の支那二化蠶との一代交雜種を國蠶日一一〇號×國蠶支一〇五號等と比較した成績を示し斯業関係者の参考に供した。

◎自然上蔭法試験成績概要(昭和七年七月)

各種自然上蔭法中特に寺田式蔭吊上上蔭法並に寺田式蔭自然上蔭法の比較的優良なる事を示し且つ其の方法を記載して當業者の参考に供した。

◎食桑不足が蠶兒繭及び養蠶經濟に及ぶ影響

蠶兒の食桑不足は蠶兒の發育及び繭質に悪影響を及ぶこと特に其の各齡の盛食期に於て最も甚だしきこと並に過度の給與桑節約は養蠶經濟上却つて不利益を來すべきことを強調し、當業者の参考に供した。

◎最近蠶品種の性状並に其の試験成績(昭和七年七月)

最近に於ける春蠶及夏秋蠶優良蠶品種たる純金黃×純優白、國蠶支一四號×國蠶歐一七號、國蠶支一〇六號×國蠶歐一八號、國蠶支一四號×國蠶歐一六號、國蠶支一三號×國蠶歐一六號、純金黃×國蠶歐一六號、國蠶日一一〇號×國蠶支一〇五號、國蠶日一一〇號×精光、國蠶支一〇五號×分離白一號、精光×分離白一號、國蠶日七號×國蠶支一〇六號、國蠶歐一六號×國蠶支一〇五號及び國蠶歐一六號×精

光の特失及び最近に於ける試験成績を記載し斯業関係者の参考に供した。

◎蠶病の一種「オシヤリ」病の豫防法及び之が善後處置に就て(昭和七年七月)

硬化病蠶の病徴及び豫防驅除法を記載し斯業者の参考に供した。

◎株直の時期を失したる場合の對策(昭和七年七月)

桑樹株直時期を失したる場合は中段刈のまゝ放置し翌春稍々早目に株直を行ふを得策とすることを記し當業者の参考に供した。

◎桑園の普通作物間作に就て(前記と一枚續)

桑園の普通作物としては如何なるものが有利なるか並に間作をなす場合の注意を述べ當業者の参考に供した。

◎秋晩秋期の害虫驅除に就て(前記と一枚續)

桑の心止癭蠅及び「スキ虫」の驅除豫防法の大要を記し當業者の参考に供した。

◎初秋期に於ける摘葉程度が晩秋期收穫に及す影響(昭和七年七月)

初秋蠶期に於ける桑樹摘葉の程度が晩秋蠶期桑葉收穫量に及す調査成績を示し當業者の参考に供した

◎夏秋蠶期條桑採取法の一例(前記と一枚續)

夏秋蠶期條桑採取法を圖解により説明し當業者の参考に供した。

◎桑樹に對する石灰窒素施用上の注意(昭和七年七月)

桑樹に對する石灰窒素施用上の注意を述べ當業者の参考に供した。

◎再發芽による晩秋稚蠶用桑の仕立法(前記と一枚續)

再發芽による晩秋稚蠶用桑の仕立法を述べ當業者の参考に供した。

◎桑樹に對する鶏糞使用上の注意(昭和七年七月)

桑樹に對する鶏糞使用上の注意を述べ當業者の参考に供した。

◎桑樹に對する干蛹及び蛹搾粕の肥効(前記と一枚續)

桑樹に對する干蛹及び蛹搾粕の肥効を述べ當業者の参考に供した。

◎桑園冬作綠肥の作り方(昭和七年九月)

桑園綠肥の有利なる理由を述べ且つ各作綠肥の種類及び作り方を記し當業者の参考に供した。

(3) 講習講話實地指導來觀及質問應答要覽

本場開設以來縣下各地に於て施行した講習講話實地指導來觀及質問應答件數並に蠶業技術員養成數は
大要次の通りである。

年 度	講習講話實地指導件數	蠶業技術員養成數	委託試驗個所數	來觀及質問應答數
大正元年	八二			三三〇
大正二年	九八			三七三
大正三年	一四〇			三八七
大正四年	一一八			四七八
大正五年	一五四			五七二
大正六年	一四七			七二〇
大正七年	一九一			八〇三
大正八年	一一〇			一五三七
大正九年	一一五			一九八三
大正十年	九三			一四三一
大正十一年	一一二			三三九〇
大正十二年	一七三			三一五七
大正十三年	三〇八			三〇六八
大正十四年	一一三			三八七一
大正十五年	一〇九	屠物整理員 一八	四ヶ所(一五〇月)	四三一三
昭和元年	二二二	三七	四ヶ所(一五〇月)	四一〇六
昭和二年	九六	四二	六ヶ所(一五〇月)	六五八五
昭和三年	三二	四三	六ヶ所(八一)	六九〇二
昭和四年	三二	四四	八ヶ所(一三八)	三八三〇
昭和五年	二八	四一	八ヶ所(五〇三)	一三七七
昭和六年	一九四			
昭和七年				
昭和八年				
昭和九年				
昭和十年				
昭和十一年				
昭和十二年				
昭和十三年				
昭和十四年				
昭和十五年				
昭和十六年				
昭和十七年				
昭和十八年				
昭和十九年				
昭和二十年				
昭和二十一年				
昭和二十二年				
昭和二十三年				
昭和二十四年				
昭和二十五年				
昭和二十六年				
昭和二十七年				
昭和二十八年				
昭和二十九年				
昭和三十年				
昭和三十一年				
昭和三十二年				
昭和三十三年				
昭和三十四年				
昭和三十五年				
昭和三十六年				
昭和三十七年				
昭和三十八年				
昭和三十九年				
昭和四十年				
昭和四十一年				
昭和四十二年				
昭和四十三年				
昭和四十四年				
昭和四十五年				
昭和四十六年				
昭和四十七年				
昭和四十八年				
昭和四十九年				
昭和五十年				
昭和五十一年				
昭和五十二年				
昭和五十三年				
昭和五十四年				
昭和五十五年				
昭和五十六年				
昭和五十七年				
昭和五十八年				
昭和五十九年				
昭和六十年				
昭和六十一年				
昭和六十二年				
昭和六十三年				
昭和六十四年				
昭和六十五年				
昭和六十六年				
昭和六十七年				
昭和六十八年				
昭和六十九年				
昭和七十年				
昭和七十一年				
昭和七十二年				
昭和七十三年				
昭和七十四年				
昭和七十五年				
昭和七十六年				
昭和七十七年				
昭和七十八年				
昭和七十九年				
昭和八十年				
昭和八十一年				
昭和八十二年				
昭和八十三年				
昭和八十四年				
昭和八十五年				
昭和八十六年				
昭和八十七年				
昭和八十八年				
昭和八十九年				
昭和九十年				
昭和九十一年				
昭和九十二年				
昭和九十三年				
昭和九十四年				
昭和九十五年				
昭和九十六年				
昭和九十七年				
昭和九十八年				
昭和九十九年				
昭和百年				

(4) 鑑定及分析要覽

鑑定及分析を行へるは大正拾壹年拾壹月、農商務省令による道府縣蠶業試験場業務規定改正後のことにして、其の縣内蠶絲業者の依頼に應じ行へる件數大要次の通りである。

年 度	鑑 定 物 件 数	分 析 物 件 数
大正十一年	二五〇	
大正十二年	九六	
大正十三年	一二五	
大正十四年	七七	
大正十五年	一三三	
大正十六年	五四	
大正十七年	四二	
大正十八年	四〇	
大正十九年	二一	
昭和元年		
昭和二年		
昭和三年		
昭和四年		
昭和五年		
昭和六年		
昭和七年		
昭和八年		
昭和九年		
昭和十年		
昭和十一年		
昭和十二年		
昭和十三年		
昭和十四年		
昭和十五年		
昭和十六年		
昭和十七年		
昭和十八年		
昭和十九年		
昭和二十年		
昭和二十一年		
昭和二十二年		
昭和二十三年		
昭和二十四年		
昭和二十五年		
昭和二十六年		
昭和二十七年		
昭和二十八年		
昭和二十九年		
昭和三十年		
昭和三十一年		
昭和三十二年		
昭和三十三年		
昭和三十四年		
昭和三十五年		
昭和三十六年		
昭和三十七年		
昭和三十八年		
昭和三十九年		
昭和四十年		
昭和四十一年		
昭和四十二年		
昭和四十三年		
昭和四十四年		
昭和四十五年		
昭和四十六年		
昭和四十七年		
昭和四十八年		
昭和四十九年		
昭和五十年		
昭和五十一年		
昭和五十二年		
昭和五十三年		
昭和五十四年		
昭和五十五年		
昭和五十六年		
昭和五十七年		
昭和五十八年		
昭和五十九年		
昭和六十年		
昭和六十一年		
昭和六十二年		
昭和六十三年		
昭和六十四年		
昭和六十五年		
昭和六十六年		
昭和六十七年		
昭和六十八年		
昭和六十九年		
昭和七十年		
昭和七十一年		
昭和七十二年		
昭和七十三年		
昭和七十四年		
昭和七十五年		
昭和七十六年		
昭和七十七年		
昭和七十八年		
昭和七十九年		
昭和八十年		
昭和八十一年		
昭和八十二年		
昭和八十三年		
昭和八十四年		
昭和八十五年		
昭和八十六年		
昭和八十七年		
昭和八十八年		
昭和八十九年		
昭和九十年		
昭和九十一年		
昭和九十二年		
昭和九十三年		
昭和九十四年		
昭和九十五年		
昭和九十六年		
昭和九十七年		
昭和九十八年		
昭和九十九年		
昭和百年		

昭和七年十一月十日印刷
昭和七年十一月十五日發行

熊本市出水町今六四四番地

熊本縣蠶業試驗場

電話一四七八番

印刷人 熊本市本莊町五八二番地 眞邊七郎

印刷所 熊本市本莊町五八二番地 明文社印刷所
電話二四三七番

142
733

終